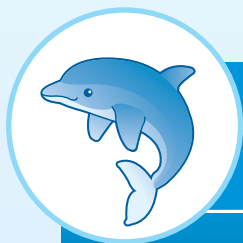


外航貨物海上保険





外航貨物海上保険とは

国際貿易取引にともない海上（航空）輸送される貨物は、常にさまざまな危険にさらされています。外航貨物海上保険は輸出入などの貿易取引に携わる皆さまにとりまして、貨物の輸送中における万一の事故による損害を補償する保険です。

貿易条件と外航貨物海上保険

国際貿易取引を行う場合、売主と買主の間で、船積みの時期、代金の支払方法、輸送方法、保険手配、費用負担等を取決めます。これらの売買契約に関する貿易条件として、広く活用されている国際規則が国際商業会議所で作成されたインコタームズ(INCOTERMS)です。インコタームズ(INCOTERMS)は貿易取引条件を類型化し、それぞれについて売主から買主への貨物の危険移転時期、運送・保険にかかわる売主・買主の義務および諸費用の分担が規定されています。



貿易条件と保険手配

インコタームズ(INCOTERMS) 2010の主な取引条件と保険手配

輸出

日本のお客さまが
売主として輸出を
行う場合

海上保険の手配

条件

CIF CIP DAT
DAP DDP

売主(輸出者である日本のお客さま)が保険の手配を行います。

輸入

日本のお客さまが
買主として輸入を
行う場合

海上保険の手配

条件

FOB CFR EXW
FCA CPT FAS

買主(輸入者である日本のお客さま)が保険の手配を行います。

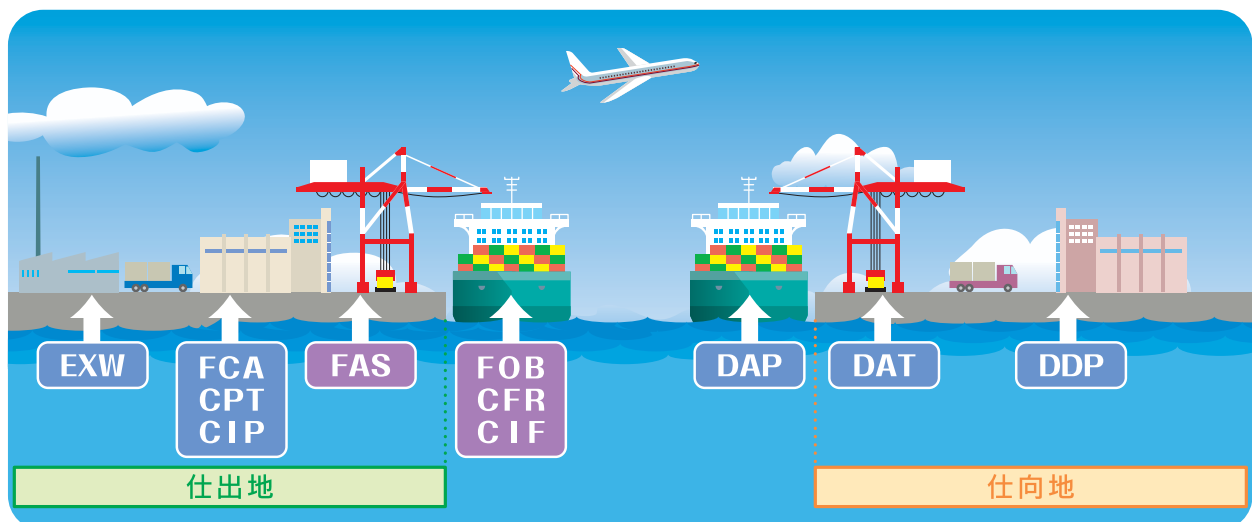
インコタームズ2010における危険と費用負担の移転時期および売主と買主の役割

※下表については、インコタームズ2010の概要を表記したものです。詳しくはインコタームズ2010をご確認ください。

あらゆる輸送手段にも適した規則							
定型取引条件(Trade Terms)		危険と費用負担の移転	運送手配	保険手配	仕出地の輸出通関	仕向地の輸入通関	仕向地の荷卸費用
1 EXW 【Ex Works】	工場渡条件	出荷場所	買主	買主	買主	買主	買主
2 FCA 【Free Carrier】	運送人渡条件	運送人に引渡されたとき	買主	買主	売主	買主	買主
3 CPT 【Carriage Paid To】	輸送費込条件	同上	売主	買主	売主	買主	買主
4 CIP 【Carriage and Insurance Paid To】	輸送費保険料込条件	同上	売主	売主	売主	買主	買主
5 DAT 【Delivered At Terminal】	ターミナル持込渡条件	仕向地での荷卸後	売主	売主	売主	買主	売主
6 DAP 【Delivered At Place】	仕向地持込渡条件	仕向地での荷卸前	売主	売主	売主	買主	買主
7 DDP 【Delivered Duty Paid】	関税込持込渡条件	同上	売主	売主	売主	売主	買主

海上および内陸水路輸送のための規則							
定型取引条件(Trade Terms)		危険と費用負担の移転	運送手配	保険手配	仕出地の輸出通関	仕向地の輸入通関	仕向地の荷卸費用
8 FAS 【Free Alongside Ship】	船側渡条件	船側に置かれたとき	買主	買主	売主	買主	買主
9 FOB 【Free On Board】	本船渡条件	本船に積込まれたとき	買主	買主	売主	買主	買主
10 CFR 【Cost and Freight】	運賃込条件	同上	売主	買主	売主	買主	買主
11 CIF 【Cost, Insurance and Freight】	運賃保険料込条件	同上	売主	売主	売主	買主	買主

インコタームズ2010における危険の移転時期のイメージ



※この図は一例であり、実際の危険移転時期は個々の売買契約により異なります。



ご契約内容

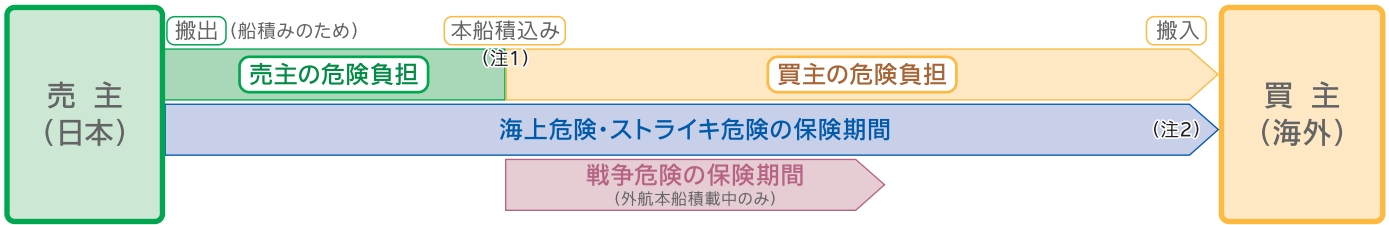
保険期間

(保険会社の責任の始終)

国際間における貿易取引は、商慣習や法制度の異なった国同士で行われるため、売買契約を締結するにあたって、貿易条件によって貨物の売主と買主のどちらが輸送中の危険を負担すべきか、保険契約はどちらが手配するか等を定めます。したがって保険期間は貿易条件によって設定する必要があります。

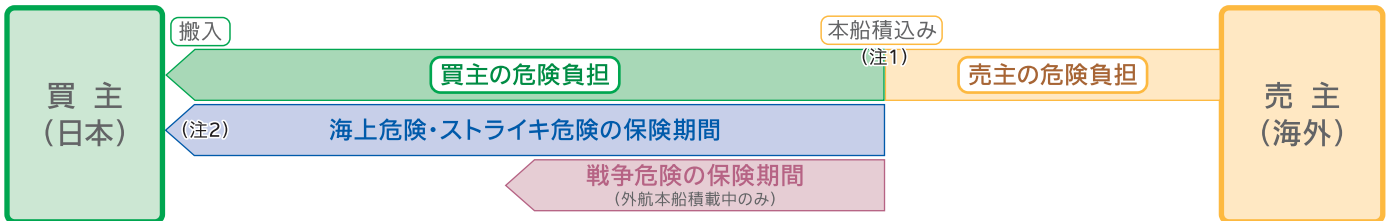
CIF(Cost, Insurance and Freight:運賃保険料込み)条件の輸出

貨物が外航本船に積込まれた時から輸送中の危険は輸出者(売主)から輸入者(買主)に移転しますので、輸出者(売主)は本船積み時までは自己のために、本船積み時以降は輸入者(買主)のために保険を手配する必要があります。したがって輸出者(売主)が全輸送区間の外航貨物海上保険を手配します。外航貨物海上保険は、貨物が保険証券記載の仕出地の倉庫において、輸送開始のために輸送車両またはその他の輸送用具に直ちに積み込む目的で初めて動かされた時から証券記載の仕向地の最終倉庫において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時までの輸送区間が補償の対象となります。



FOB(Free On Board:本船渡し)条件およびCFR(Cost and Freight:運賃込み)条件の輸入

貨物の輸送中の危険移転時期はCIF条件と同じですので、輸入者(買主)は外航本船積み時から自己のために外航貨物海上保険を手配します。外航貨物海上保険は、貨物が保険証券記載の仕出地の倉庫において、輸送開始のために輸送車両またはその他の輸送用具に直ちに積み込む目的で初めて動かされた時から証券記載の仕向地の最終倉庫において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時までの輸送区間が補償の対象となりますが、輸入契約の場合には、保険の始期は貨物が外航本船に積込まれた時となります。



(注1) 売主から買主への危険負担の移転時期は、外航本船積み時となります。

(注2) 次のような場合には輸送の途中であっても保険は終了します。

- ・この保険契約で指定された仕向地到着前であると仕向地にあると問わず、被保険者(保険の補償を受けられる方をいいます。)もしくはその使用人が、通常の輸送過程以外の保管のため、または割当もしくは分配のためにいずれかに使用することをその他の倉庫もしくは保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了したとき
- ・被保険者もしくはその使用人が、通常の輸送過程以外の保管のため、輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用することを選んだとき

戦争危険

戦争危険は上記と異なり原則として貨物の海上輸送中のみを補償します。保険期間は貨物が外航本船に積込まれた時に開始し、仕向港で荷卸された時または本船が仕向港到着後15日を経過した時のいずれか早い時に終了します。



補償内容

外航貨物海上保険では、世界的に広く使用されている2009年協会貨物約款(Institute Cargo Clauses、以下ICCといいます。)を基本約款として使用し、ご契約のお引受けをいたします。基本的な条件としてICC(A)、ICC(B)、ICC(C)の3種類があります。それぞれの保険金をお支払いする主な損害は下表のとおりです。

2009年 協会貨物約款の基本条件と保険金をお支払いする主な場合				
事故種類	基本条件	ICC(A)	ICC(B)	ICC(C)
火災・爆発		○	○	○
船舶または艇の沈没・座礁		○	○	○
陸上輸送用具の転覆・脱線		○	○	○
輸送用具の衝突		○	○	○
積込・荷卸中の落下による梱包1個毎の全損		○	○	△*1
海・湖・河川の水の輸送用具・保管場所への浸入		○	○	△*2
地震・噴火・雷		○	○	×
雨・雪等による濡れ		○	×	×
汗濡れ・破損・まがり・へこみ・擦損・かぎ損・虫食い・ねずみ食い		○	×	×
盗難・抜荷・不着		○	×	×
漏出・不足・汚染・混合		○	×	×
共同海損・救助料・継搬費用・損害防止費用・投荷		○	○	○
波ざらい		○	○	△*2
悪意ある行為、破壊行為またはサボタージュによる損害		○	△*3	△*3
海賊による損害		○	△*4	△*4

○ … お支払いの対象となります。

△ … 下記「*」にしたがって、保険金をお支払いします。

× … お支払いの対象となりません。(ただし、別途特約を付帯していただいた場合は保険金をお支払いします。)

*1 自動付帯する「SPECIAL CLAUSE FOR INSTITUTE CARGO CLAUSES (C) 1/1/09」により保険金をお支払いします。

*2 自動付帯する「SPECIAL CLAUSE FOR INSTITUTE CARGO CLAUSES (C) 1/1/09」により全損のみ保険金をお支払いします。

*3 「INSTITUTE MALICIOUS DAMAGE CLAUSE」により保険金をお支払いします。

*4 「SPECIAL PIRACY CLAUSE」により保険金をお支払いします。

2009年 協会戦争約款の保険金をお支払いする主な場合	
危険・損害の具体例	支払
戦争・内乱・革命・反乱	○
*上記から生じる捕獲・拿捕・拘束・抑止または拘留	○
遺棄された機雷・魚雷・爆弾またはその他の遺棄された兵器	○

○ … お支払いの対象となります。

* 「SPECIAL CAPTURE & SEIZURE CLAUSE」により「上記から生じる」が削除されて、平時における捕獲・拿捕・拘束・抑止または拘留についても保険金をお支払いします。

2009年 協会ストライキ約款の保険金をお支払いする主な場合	
危険・損害の具体例	支払
ストライキ、職場閉鎖、労働争議、騒じょうもしくは暴動	○
一切のテロ行為	○
政治的、思想的または宗教的動機から活動する者による損害	○
ストライキ、職場閉鎖、労働争議、騒じょうもしくは暴動から生じる労働者の不在、不足または引上げから生じる滅失、損傷または費用	×

○ … お支払いの対象となります。

× … お支払いの対象となりません。

保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は以下のとおりです。ご契約内容により保険金をお支払いできない場合が異なりますので、詳細は協会貨物約款・特約をご確認ください。

- (1) 被保険者の故意の違法行為による損害
- (2) 貨物の通常の漏損、重量もしくは容積の通常の減少または自然の消耗による損害
- (3) 貨物の梱包または準備が、不十分または不適切による損害(ただし、その梱包または準備が、被保険者もしくはその使用人によって行われる場合またはこの保険の危険開始前に行われる場合に限り。なお、「梱包」にはコンテナへの積付けを含むものとし、「使用人」には独立した請負業者を含みません。)
- (4) 貨物の固有の瑕疵(かし)または性質による損害
- (5) 遅延による損害(共同海損および救助料によって支払われる費用を除きます。)
- (6) 船舶の所有者、管理者、用船者または運航者の支払不能または金銭債務不履行による損害(ただし、貨物を船舶に積込む時に、被保険者がそのような支払不能または金銭債務不履行が、その航海の通常の遂行を妨げることになり得ると知っているか、または通常の業務上当然知っているべきである場合に限り。)
- (7) 直接であると間接であるとを問わず、原子核の分裂および/もしくは融合もしくはその他類似の反応または放射能もしくは放射性物質を利用した兵器または装置の使用による損害
- (8) 船舶もしくは艀の不堪航、または船舶もしくは艀が貨物の安全な運送に適さないこと(ただし、被保険者が、貨物がこれらの輸送用具に積込まれる時に、その不堪航または安全な運送に適さないことを知っている場合に限り。)
- (9) コンテナまたは輸送用具が貨物の安全な運送に適さないこと(ただし、これらの輸送用具への積込みが、この保険の危険開始前に行われる場合、または被保険者もしくは使用人によって行われ、かつ、これらの者が積込み時に運送に適さないことを知っている場合に限り。)
- (10) 通常の輸送過程にあたらぬ保管中のテロ行為(テロ行為とは、合法的にあるいは非合法に設立された一切の政体を、武力または暴力によって転覆させあるいは支配するために仕向けられた活動を実行する組織のために活動し、あるいはその組織と連携して活動する者の行為によって生じるものをいいます。) または政治的、思想的、または宗教的動機から活動する一切の者による損害
- (11) 放射能汚染、化学兵器、生物兵器、生物化学兵器または電磁気兵器による損害
- (12) 国際連合決議および欧州連合、日本国、連合王国もしくはアメリカ合衆国の貿易もしくは経済に関する制裁、法律もしくは規則における制裁、禁止、制限を受けるとき
など

保険金額

保険金額(Insured Amount)とは、付保貨物につき、1回の保険事故で保険会社がごん補責任を負う最高限度額のことです。

輸出貨物の場合

一般的にインボイスのCIF価額にその10%を希望利益として加算した金額となります。

輸入貨物の場合

一般的にFOB価額に運賃を加算した(CFR)価額を基礎として算出したCIF価額にその10%を希望利益に加算した金額となります。

保険料率

海上危険料率

海上危険については、保険条件、貨物の種類や性質、荷姿、積付方法、積載船舶、輸送区間、過去の事故発生状況などを勘案して、保険料率を決定させていただきます。

戦争・ストライキ危険料率

戦争・ストライキ危険に適用する保険料率は、英国保険市場の料率を参考に算出していますが、国際情勢の変化により、変更されることがあります。

積載船舶に関する割増料率

海上輸送される貨物については、使用される船舶が一定の要件(船種・船齢・船級等)を充たしていることを前提に、海上危険料率を設定しております。したがって、実際に使用される船舶がこれらの要件を充たしていない場合には、割増保険料をお支払いいただいたり、保険条件・料率を変更させていただく場合があります。

包括予定保険(Open Policy)について

包括予定保険(Open Policy)は、一定期間にお客さまが取扱う「貨物の種類・輸送用具・輸送区間・保険条件等」をあらかじめ取決め、これに該当する輸送は、後日、すべて漏れなく確定のご通知をいただくことを前提に約定するご契約方式です。詳しくは取扱代理店または営業社員までお問い合わせください。

i CARGO

(インターネット確定通知システム)について



弊社では、インターネットを利用して、お客さまの保険手続きの事務効率化をサポートする『i CARGO』システムを提供しております。お客さまのお手元のパソコンで保険手続きが完了しますので、事務負担を軽減することができます。



- 『i CARGO』ご利用の際には、保険条件・料率を協定のうえ、あらかじめ包括予定保険(Open Policy)契約の締結が必要となります。
- 『i CARGO』ご利用を希望されるお客さまは、取扱代理店または営業社員までお問い合わせください。

ご契約について

告知義務(ご契約時にお申し出いただく義務)等

ご契約者または被保険者には、保険申込書の記載事項の全ておよび弊社の保険引受けにあたって保険契約内容の決定に影響を与える重要な事項について、事実を正確に告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約者および被保険者となる方の故意または重大な過失によって、保険申込書記載内容について、事実をお申し出いただかなかった場合や事実と異なることをお申し出された場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますので、保険契約申込書の記載内容を必ずご確認ください。詳しくは、「重要事項説明書」をご確認ください。

外国通貨建契約における為替リスクについて

保険金額を外国通貨建でご契約いただいた場合には、為替変動によりお支払いする保険金の円貨換算後の金額がご契約時に比べ下回ることがありますのでご注意ください。保険金のお支払い時の換算率は、保険金協定期日前日(当該日に建値がない場合には、その直近日)の三菱東京UFJ銀行本店のT.T.Selling相場の終値となります。

保険料のお支払い

保険料は、保険契約申込み時に全額お支払いいただけます。包括予定保険(Open Policy)方式の場合で、かつ保険料のお支払いに関し別途取決めのある場合は、1か月分の確定保険料をまとめて、あらかじめ取決められた払込期日までにお支払いいただくこととなります。詳しくは、取扱代理店または営業社員までお問い合わせください。

通知義務(ご契約後にお申し出いただく義務)等

ご契約後、保険契約申込書に記載された事項(ご契約時にご申告いただいた内容)に変更が生じる場合には、取扱代理店または営業社員までご連絡ください。ご連絡がない場合には、変更後に生じた損害について保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただく場合があります。

事故が発生した場合にお取りいただく手続

万一貨物に事故が発生した場合は、下記の事項をすみやかに取扱代理店・営業社員または保険証券記載の弊社Claim Agentまでご連絡ください。ご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができないことがあります。また、船会社・航空会社等の実運送人に対しては遅滞なく書面による事故通知(Notice of Claim)をご出状願います。これは後日お客さまに代わって弊社が運送人に求償する際に必要となる書類です。

<事故が発生した場合にご連絡いただく内容>

- ① 保険証券番号
- ② 事故の内容(事故状況、貨物の明細、損害状態、輸送船名、見込損害額等)
- ③ 損害貨物の保管場所・連絡先
- ④ その他(必要に応じてお伺いします。)

<お客さまに関する情報のお取扱い>

(1) お客さまに関する情報の利用目的について

ご契約に関してご提供いただきますお客さまの情報は、適切な保険契約(保証を含みます。)*のお引き受け(審査を含みます。)、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金(保証金を含みます。)*のお支払いその他契約の履行、各種サービスのご案内やご提供のほか、保険制度の健全な運営(再保険契約にともなう諸手続きを含みます。)*、ご継続のご案内、他の保険商品のご提案、弊社内での市場調査および商品・サービスの研究・開発、富士火災グループ会社、日本におけるAIGグループ会社(AIGメンバーカンパニーズ)および提携先の各種商品・サービスのご案内やご提供などを目的として利用させていただきます。

(2) お客さまに関する情報の外部への提供について

お客さまに関する情報は、以下の場合に外部に提供または共同利用することがあります。

- ① お客さまに関する情報について外部に提供することを、ご本人が同意されている場合
- ② 利用目的の達成に必要な範囲内で、あらかじめ守秘義務契約を交わした業務委託先等に提供する場合
- ③ 保険金の適正および迅速な支払いその他保険契約の履行のために必要な範囲内で、保険事故の関係者(事故当事者、医療機関、修理業者等)に提供する場合
- ④ 再保険契約の締結や再保険金の請求等のために、再保険会社等へ提供する場合
- ⑤ 保険商品のご提案のために富士火災グループ会社、日本におけるAIGグループ会社(AIGメンバーカンパニーズ)と共同利用する場合
- ⑥ 保険契約の適正な引き受け、保険金の適正な支払い、および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防ぎ、保険制度の健全な運営を図るため、一般社団法人日本損害保険協会への登録等による損害保険会社等との共同利用および損害保険料率算出機構との共同利用をする場合
- ⑦ 個人情報の保護に関する法律、その他法令等により外部への提供が必要と判断される場合

なお、上記の富士火災グループ会社、日本におけるAIGグループ会社(AIGメンバーカンパニーズ)、収集する情報の種類等 詳細については弊社ウェブサイト(<http://www.fujikasai.co.jp/>)をご覧ください。お問い合わせください。

<共同保険契約について>

複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

<損害保険会社の経営が破綻した場合の取扱いについて>

引受保険会社の経営が破綻した場合またはその業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難になり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更等が行われた場合には、保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される等の支障が生じることがあります。

ご契約いただく保険(※)は、損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますが、全額補償されるものではありません。

保険金、解約返れい金等は原則として次の割合で補償されます。詳しくは、弊社ウェブサイト(<http://www.fujikasai.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

(※)ご契約者が個人・小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人等をいいます。)*である保険契約(これら以外の保険契約であって、被保険者である個人・小規模法人が保険料を実質的に負担している場合の当該被保険者部分を含みます。)*に限ります。これらの保険契約以外につきましては、損害保険契約者保護機構による保護はありませんので、破綻保険会社の財産状態に応じてしか給付を受けられません。

	保険金	解約返れい金等
補償割合	100%(破綻後3か月以内の事故) 80%(破綻後3か月経過後の事故)	80%

ご契約いただくお客さまへのお願い

ご契約者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、その方にも本書面に記載した内容をお伝えください。

ご契約に際しては、保険商品について重要な情報を記載した重要事項説明書をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または営業社員までお問い合わせください。

商品・契約内容に関するお問い合わせは… 富士火災 お客さまセンター 0120-228-386 *携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平 日:午前9:00~午後6:00 (年末年始を除きます) ●土 日 祝:午前9:00~午後5:00 (除きます)	事故の受付・ご相談は… 富士火災 セイフティ24コンタクトセンター 0120-220-557 *携帯電話・PHSからもご利用になれます。 24時間・365日 受け付けております。	電話番号はおかけ間違いのないように 富士火災 お客様の声室 0120-246-145 *携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平 日:午前9:00~午後7:00 (年末年始を除きます)	弊社との間で問題を解決できない場合は… 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 *PHS・IP電話からは03-4332-5241 ●平日:午前9:15~午後5:00(12月30日~1月4日を除きます。) ※電話料金はお客さま負担となります。
--	--	--	---

- ご契約後、1か月経過後も保険証券等が到着しないときは、お近くの弊社取扱営業店にご照会ください。
- 事故が発生した時は、ただちに取扱代理店・営業社員・セイフティ24コンタクトセンターまたは証券記載のClaim Agentまでご連絡ください。事故の届出が遅れますと保険金のお支払いが遅れることや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターまでご連絡ください。
- このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店または営業社員にご照会ください。
- 弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有しておりますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行ってまいります。

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
 TEL. 03-5400-6000(大代表)
<http://www.fujikasai.co.jp/>

お問い合わせは